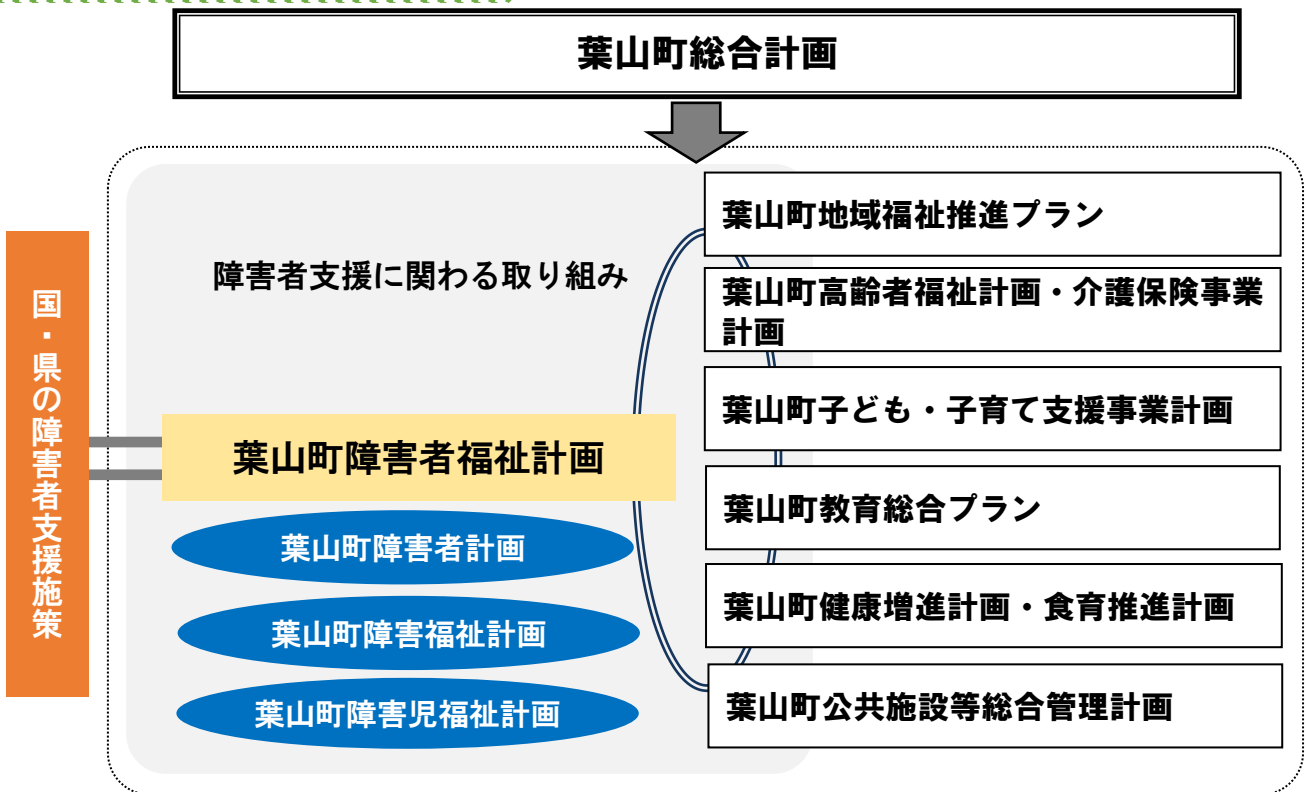


葉山町障害者福祉計画

計画策定の趣旨

「葉山町障害者計画」は実施状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、「葉山町障害福祉計画」は第6期の計画を、「葉山町障害児福祉計画」は第2期の計画を策定し、引き続き『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していきます。

計画の位置づけ



<葉山町障害者計画>

障害者基本法 11 条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。(計画期間：令和3年度～令和6年度の4年間)

<葉山町障害福祉計画>

障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するものであり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。(計画期間：令和3年度～令和5年度の3年間)

<葉山町障害児福祉計画>

児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものであり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。(計画期間：令和3年度～令和5年度の3年間)

計画の対象

この計画では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で規定されている障害のある人への対応を直接的な対象としつつ、心身機能に障害を感じ、社会的な対応を必要とする人への対応を広く視野に入れた計画とします。

また、障害福祉の問題は、障害のある人だけの問題ではなく、わが身にあてはめて、障害のある人を取り巻く社会の一員として、だれもが認識しなければならないことです。この計画は、「障害のある人のための計画」であることは言うまでもありませんが、町内に居住、勤務又は通学する人、町内で事業を営む人など多くの町民の皆さんに理解・協力していただくことも目指しています。

計画の期間

障害者計画の計画期間は、第四次葉山町総合計画後期基本計画との整合性を図るため、変則的に令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの4年間とします。

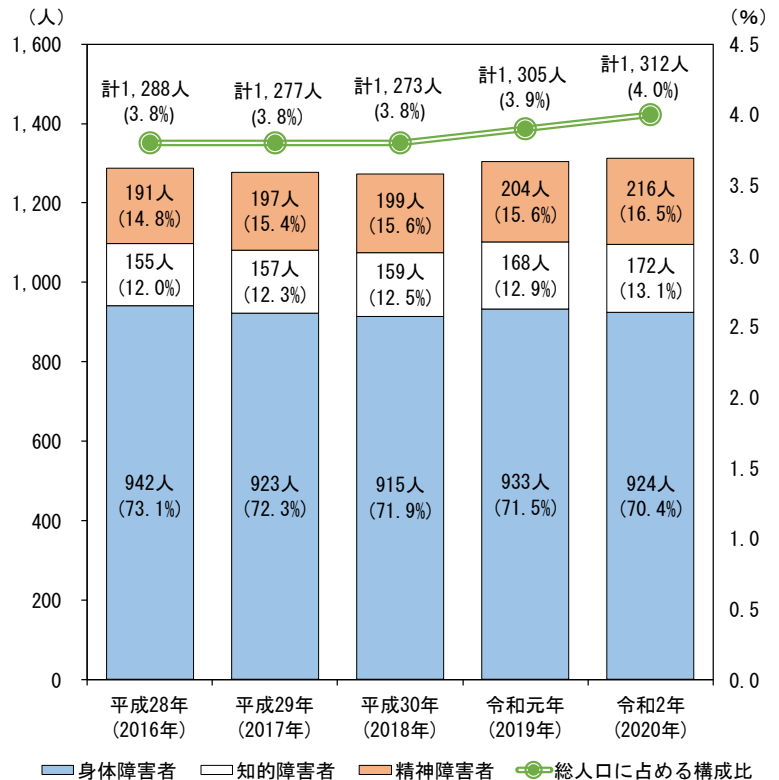
障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）を目標年度とする3年間とします。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
障害者計画	6年間						4年間			
障害福祉計画	4期			5期			6期			
障害児福祉計画				1期			2期			
総合計画基本構想	10年間									
総合計画基本計画	6年間(前期)						4年間(後期)			

障害者数の推移

平成28年から令和2年までの障害のある人の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3障害の合計数は令和元年度以降増加傾向にあり、平成30年の1,273人から令和2年には1,312人と、39人の増加となっています。障害のある人が総人口に占める割合をみても、平成30年の3.8%から、令和2年には4.0%とわずかながら高くなっています。



計画の基本的な考え方

—基本理念—

本計画の基本理念を次のとおり設定します。

障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら
 住み慣れた地域で互いに支え合い、
 共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害のある人の意思決定の支援が行われ、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち
- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち





基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指すとともに計画的な施策の推進を図るため5つの取り組みの柱を「基本目標」として設定します。

1 このまちでいっしょに暮らそう

町では、様々な広報の機会や媒体を活用しながら、団体・関係機関と連携し、町の障害福祉の普及・啓発に努めるとともに、障害の有無にかかわらず交流の機会を増やし、ともに地域で生活していけるよう取り組みを推進していきます。

2 相談しよう！利用しよう！

「(障害のある人が相談について) わからないことをなくす」ことをテーマに、ワーキングチームを立ち上げ、誰にでもわかりやすく相談しやすい具体的方法について検討を重ねていきます。また、障害の状況やライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、様々な関係機関と連携し、福祉サービスの充実を図るよう努めます。

3 はたらきたい！住みたい！出かけたい！

町内に限らず通勤可能な地域での就労先の確保に取り組むとともに、障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。

4 一緒におおきくならろう

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、合理的配慮に基づく教育環境整備を行い、適切な指導と必要な支援の充実を図ります。発達障害がある人については、成人して以降もライフステージに応じて、関係機関が連携して、生涯を通じて支援が行われるよう努めます。

5 みんなが暮らしやすいまちにしよう

町は、道路、公共施設などのバリアフリーを進め、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。また、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等とのネットワークをつくり、より一層連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

計画の体系

基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう



- 1-1：障害に対する正しい理解の促進
- 1-2：ボランティア活動の活性化
- 1-3：コミュニケーション支援の充実
- 1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標2：相談しよう！利用しよう！



- 2-1：相談支援体制の充実
- 2-2：在宅福祉サービスの充実
- 2-3：施設等利用者への支援の充実
- 2-4：予防と健康づくりの充実
- 2-5：障害の早期発見・早期対応
- 2-6：権利擁護の推進

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたたい！



- 3-1：日中活動の場の充実
- 3-2：暮らしの場の確保
- 3-3：社会参加の促進
- 3-4：就労支援の総合的な推進
- 3-5：就労環境の改善・向上
- 3-6：雇用の場の拡大
- 3-7：経済的支援の充実

基本目標4：一緒におおきくならろう



- 4-1：療育・保育支援の充実
- 4-2：特別支援教育の推進
- 4-3：放課後対策等の充実
- 4-4：発達障害のある子どもへの支援体制の充実

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう



- 5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進
- 5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

障害福祉サービスの見込み量（障害福祉計画）

自立支援給付

			実績値			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護支援	利用実人数	16人	19人	19人	17人	17人	17人
		利用量	212時間	192.8時間	185時間	206.7時間	206.7時間	206.7時間
	重度訪問介護	利用実人数	0人	1人	0人	1人	1人	1人
		利用量	0時間	10時間	0時間	10時間	10時間	10時間
	重度障害者等包括支援	利用実人数	0人	0人	0人	—	—	—
		利用量	0時間	0時間	0時間	—	—	—
	同行援護	利用実人数	1人	2人	2人	2人	2人	2人
		利用量	13時間	31時間	36時間	31時間	31時間	31時間
	行動援護	利用実人数	0人	1人	0人	1人	1人	1人
		利用量	0時間	24時間	0時間	24時間	24時間	24時間
	短期入所【福祉型】	利用実人数	12人	6人	7人	8人	8人	8人
		利用量	43人日	13人日	33人日	37人日	37人日	37人日
	短期入所【医療型】	利用実人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
		利用量	0人日	5人日	10人日	5人日	5人日	5人日
日中活動系サービス	療養介護	利用実人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		利用量	—	—	—	—	—	—
	生活介護	利用実人数	54人	54人	54人	54人	54人	54人
		利用量	1,020人日	963人日	964人日	1,020人日	1,020人日	1,020人日
	自立訓練（機能訓練）	利用実人数	1人	2人	2人	1人	1人	1人
		利用量	20人日	46人日	10人日	20人日	20人日	20人日
	自立訓練（生活訓練）	利用実人数	3人	1人	0人	1人	1人	1人
		利用量	30人日	23人日	0人日	23人日	23人日	23人日
	就労移行支援	利用実人数	5人	3人	5人	3人	3人	3人
		利用量	76人日	65人日	94人日	65人日	65人日	65人日
	就労継続支援A型	利用実人数	5人	8人	6人	8人	8人	8人
		利用量	87人日	158人日	116人日	166人日	169人日	173人日
	就労継続支援B型	利用実人数	40人	42人	44人	42人	42人	42人
		利用量	587人日	601人日	645人日	601人日	601人日	601人日
就労定着支援	利用実人数	1人	6人	4人	3人	3人	3人	
	利用量	—	—	—	—	—	—	
居住系サービス	施設入所支援	利用実人数	15人	14人	14人	14人	13人	13人
	共同生活援助	利用実人数	21人	29人	29人	29人	33人	37人
	自立生活援助	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
指定相談サービス	計画相談支援	利用実人数	15人	25人	31人	28人	30人	31人
		サービス等利用計画作成数	145人	144人	142人	145人	145人	145人
	地域相談支援（地域移行支援）	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	地域相談支援（地域定着支援）	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

➤ 数字は月単位となっています。

➤ 令和2年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。

➤ 計画相談支援のサービス等利用計画作成数、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の数字については年単位となっています。

地域生活支援事業

< 必須事業 >

			実績値			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施回数	1回	0回	0回	2回	2回	2回
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	3カ所	3カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業	利用件数	21件	20件	22件	20件	20件	20件
	②手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
日常生活用具給付事業	合計	利用量	119件	123件	110件	125件	125件	125件
	介護・訓練支援用具	利用量	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	利用量	2件	3件	0件	3件	3件	3件
	在宅療養等支援用具	利用量	2件	4件	3件	4件	4件	4件
	情報・意思疎通支援用具	利用量	5件	5件	1件	5件	5件	5件
	排せつ管理支援用具	利用量	110件	111件	106件	111件	111件	111件
	在宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用量	0件	0件	0件	1件	1件	1件
意思疎通支援者養成事業	手話奉仕員養成講座(基礎課程)	利用実人数	25人	18人	8人	18人	18人	18人
	手話奉仕員養成講座(上級課程)	利用実人数	19人	13人	0人	18人	18人	18人
	手話奉仕員養成講座(フォローアップ)	利用実人数	8人	6人	0人	8人	8人	8人
移動支援事業	実施箇所数	20カ所	21カ所	21カ所	21カ所	21カ所	21カ所	
	利用実人数	27人	23人	18人	23人	23人	23人	
	利用量	338時間	321時間	203時間	321時間	321時間	321時間	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	
	利用実人数	58人	82人	88人	82人	82人	82人	

< 任意事業 >

			実績値			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	実施箇所数	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所	
	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
日中一時支援事業	実施箇所数	7カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	
	利用実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
	利用量	0人日	0人日	0人日	1人日	1人日	1人日	
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	
	利用実人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	

- 数字は年単位となっています。
- 移動支援事業、任意事業（更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業）の数字については月単位となっています。
- 令和2年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。

障害児支援事業の見込み量（障害児福祉計画）

障害児支援

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用実人数	44人	44人	36人	44人	44人	44人
	利用量	129人日	137人日	132人日	137人日	137人日	137人日
放課後等デイサービス	利用実人数	21人	25人	28人	25人	26人	27人
	利用量	319人日	395人日	383人日	395人日	443人日	491人日
障害児相談支援	障害児相談支援 利用実人数	22人/年	26人/年	30人/年	26人/年	27人/年	28人/年
	障害児支援利用作成 作成数	22人/年	26人/年	30人/年	26人/年	27人/年	28人/年
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		配置人数	0人	0人	0人	1人	1人
医療型児童発達支援	利用実人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	1人日
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	1人日
保育所等訪問支援	利用実人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	1人日

- 数字は月単位となっています。
- 令和2年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。
- 障害児相談支援の障害児支援利用計画作成数は各年度の3月末現在の数字を示しています。

サービスの確保策

地域における専門的な人材の育成と関係機関の連携強化

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、基幹相談支援センターが中心となり、障害福祉に関する支援者に対し、人材の育成と資質の向上、連携の強化に努めます。

障害のある人が利用しやすい情報提供の整備

障害者総合支援法に基づく支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、広報葉山やホームページなど様々な媒体を利用し、情報提供に努めます。

施設整備の方針

各施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、神奈川県、近隣市、社会福祉協議会やサービス事業者などと連携し、既存の事業や施設の活用も視野に入れ、検討を図ります。

サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、入口となる相談窓口をわかりやすくし、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標

目標1：福祉施設入居者の地域生活への移行（障害福祉計画）

- (1) 令和元年度末の施設入所者のうち、令和5年度までに地域生活へ移行する人数を2名とします。
- (2) 令和元年度末の施設入所者数について、令和5年度末の施設入所者から1名減少することを目指します。

項目	数値	備考
【実績】令和元年度末入所者数	14人	令和元年度末の実績
【目標値】地域生活移行数	2人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人数の目標値
【見込み】新たな施設入所支援利用者	1人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
【見込み】令和5年度末入所者数	13人	令和5年度末の利用人員見込み
【目標値】入所者削減見込み	1人	差引減少見込み数

目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（障害福祉計画）

精神科病院に入院をしていた精神障害のある人等が安心して地域での生活へ移行をするため、地域精神保健医療福祉の一体的な支援体制の構築を図る必要があります。

町では、鎌倉保健福祉事務所を中心とした精神保健医療の視点と、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所等、精神障害のある人等に関わる支援者の福祉的視点から地域づくりの検討を実施していきます。

目標3：地域生活支援拠点等が有する機能の充実（障害福祉計画）

障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービスの状況を勘案し、地域に必要なサービス提供を強化します。

令和2年度に、地域生活支援拠点の機能を担う基幹相談支援センターを設置しており、今後は運用状況の検証及び検討を行っていきます。

目標4：福祉施設から一般就労への移行等（障害福祉計画）

- (1) 令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者を、令和元年度実績の1.75倍の7人を目標として、一般就労支援に向けた支援を行っていきます。
- (2) 成果目標達成のための、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標について定め、目標の達成に向けて取り組みます。

① 就労移行支援事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.30倍以上

1人の増加（1.33倍）

項目	令和元年度	令和5年度
移行者数	3人	4人

② 就業継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.26倍以上

1人の増加

項目	令和元年度	令和5年度
移行者数	0人	1人

③ 就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.23倍以上

1人の増加（2.0倍）

項目	令和元年度	令和5年度
移行者数	1人	2人

④ 令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用

⑤ 職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所数を全体の7割以上

目標5：相談支援体制の充実・強化等（障害福祉計画）

基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保します。

① 総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み

項目	令和2年度	令和5年度
総合的専門的相談件数	14件	16件

② 地域の相談支援体制の強化（専門的な指導・助言等）

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み

項目	令和2年度	令和5年度
専門的な指導・助言件数	6件	8件

③ 地域の相談支援体制の強化（人材育成の支援）の実施の見込み

項目	令和2年度	令和5年度
スーパービジョン・事例検討会回数	4回	4回
相談支援の協議の場の回数 (自立支援協議会相談支援ネットワーク委員会)	6回	6回
研修会回数	2回	2回

④ 地域の相談機関との連携強化の取り組み

項目	令和2年度	令和5年度	
相談支援機関との連絡調整や 連携促進・強化のための会議等	自立支援協議会	2回	2回
	運営委員会	2回	2回
	作業部会	6回ずつ	6回ずつ

目標6：障害福祉サービス等の質の向上（障害福祉計画）

障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているか等の確認を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。

目標7：障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

- (1) 令和5年度末までに、児童発達支援センター1カ所を設置します。
- (2) 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- (3) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所1カ所を確保します。
- (4) 令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。



計画の推進体制

1. 計画の周知と住民の理解促進

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 庁内における進捗評価の体制

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障害のある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3. 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉推進プランと連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行うことで、町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

4. 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体と意見交換を行い、また、葉山町自立支援協議会を活用しながら、計画の進捗状況を把握・検証し、計画の着実な推進に努めます。

5. 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。

このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

葉山町障害者福祉計画 令和3年3月

発行／葉山町

〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地

電話：046-876-1111（代表）

計画の本編は葉山町ホームページで公表しています。